

## 平成28年度 介護団体の支援について

### 1. 介護事業基盤整備援助について

NPO法人が帰国者等を主たる介護サービス対象者として、介護保険法に基づく「指定居宅サービス事業者」または「指定地域密着型サービス事業者」として行政庁から指定を受けて介護事業を実施する場合に、その準備期間から介護保険を活用して安定した運営に至るまでの期間を「介護事業基盤整備期間」として、資金の一部を援助する。

#### 平成28年度 援助数 2

##### N01 特定非営利活動法人 共に歩む会

###### (1) 法人に関する情報

法人名 特定非営利活動法人 共に歩む会  
(長野県飯田市本町一丁目15番地)

法人設立日 平成24年9月3日

理事長 原 弓子(看護師)

副理事長 馬場田 正美(介護福祉士)

###### (2) 介護事業所に関する情報

サービス種類 認知症対応型通所介護(利用定員12名以下)

事業所名 羽場赤坂デイ  
(長野県飯田市羽場赤坂2025-4)

事業所指定時期 平成27年3月

開設時期 平成27年3月

##### N02 特定非営利活動法人 中国帰国者総合互助ネットワーク

###### (1) 法人に関する情報

法人名 特定非営利活動法人 中国帰国者総合互助ネットワーク  
(埼玉県所沢市5042-2、39-4-107)

法人設立日 平成27年10月27日

理事長 福間 典一

副理事長 上條 真理子(介護福祉士/ケアマネージャー)

###### (2) 介護事業所に関する情報

サービス種類 訪問介護事業及び居宅介護支援事業

事業所名 訪問介護事業所 虹 (埼玉県所沢市)

事業所指定時期 平成28年4月

開設時期 平成28年5月

## 2. 介護団体支援について

「指定居宅サービス事業者」または「指定地域密着型サービス事業者」として事業を行っている法人が、サービス利用者のうち帰国者等が週平均5人以上且つ年間利用者総数の2割を超えている法人に対して、選考のうえ支援金を交付する。

<支援金の額> (同要項第13条)

- ① 週平均5回以上8回未満の団体については15万円
- ② 週平均9回以上14回未満の団体については20万円
- ③ 週平均15回以上20回未満の団体については25万円
- ④ 週平均20回以上30回未満の団体については30万円
- ⑤ 週平均30回以上の団体については35万円

※ 入所施設にあっては1人当たり入所1日を1回、通所施設にあっては1人当たり通所1日を1回、訪問介護事業にあっては訪問回数にかかわらず訪問した1日を1回とする。

### 平成28年度 援助数 5

#### NO1 特定非営利活動法人「中国帰国者等のための介護・福祉の会ニイハオ」

- 1. 事務所所在地：長野県飯田市鼎切石4080番地1
- 2. 代表者職・氏名：理事長 熊谷 加舟
- 3. 法人の創設及び活動の経緯

平成16年12月 特定非営利活動法人「中国帰国者等のための介護・福祉の会ニイハオ」として長野県知事の認証を受ける。

17年10月 長野県から指定居宅サービス事業の指定を受ける。  
11月 長野県飯田市鼎切石に託老所「ふれあい街道ニイハオ」を開設、通所介護サービスを開始。

19年 2月 援護基金から平成18年度介護事業経過的基盤整備援助資金1,000,000円の交付を受ける。  
※援護基金が初めて介護事業基盤整備援助した施設

20年 2月 援護基金から平成19年度介護事業経過的基盤整備援助資金1,000,000円の交付を受ける。

20年12月 援護基金から介護団体支援金の交付を受ける。(20万円)

21年 9月 援護基金から介護団体支援金の交付を受ける。(20万円)

22年 8月 援護基金から介護団体支援金の交付を受ける。(20万円)

23年 8月 援護基金から介護団体支援金の交付を受ける。(20万円)

24年 8月 援護基金から介護団体支援金の交付を受ける。(25万円)

25年 8月 援護基金から介護団体支援金の交付を受ける。(30万円)

26年 8月 援護基金から介護団体支援金の交付を受ける。(35万円)

27年 8月 援護基金から介護団体支援金の交付を受ける。(35万円)

28年 8月 援護基金から介護団体支援金の交付を受ける。(35万円)

## N02 特定非営利活動法人「中国語の医療ネットワーク」

1. 事務所所在地：東京都練馬区石神井町1丁目1-35-103
2. 代表者職・氏名：理事長 石川 宏
3. 法人の創設及び活動の経緯  
平成16年春 医師石川宏が代表者として、言葉が通じない帰国者の医療情報を提供するため、任意団体として活動。
  - 18年 7月 特定非営利活動法人として指定（7月24日）
  - 20年 1月 東京都練馬区石神井町1丁目に「デイサービス故郷」を開設、通所介護サービスを開始。（1月26日）
  - 20年 2月 援護基金から平成19年度介護事業経過的基盤整備補助資金5,000,000円の交付を受ける。
  - 20年 8月 援護基金から平成20年度介護事業経過的基盤整備補助資金1,000,000円の交付を受ける。
  - 21年 8月 援護基金から平成21年度介護事業経過的基盤整備補助資金1,000,000円の交付を受ける。
  - 22年 8月 援護基金から介護団体支援金の交付を受ける。（20万円）
  - 23年 8月 援護基金から介護団体支援金の交付を受ける。（25万円）
  - 24年 8月 援護基金から介護団体支援金の交付を受ける。（25万円）
  - 25年 8月 援護基金から介護団体支援金の交付を受ける。（35万円）
  - 26年 8月 援護基金から介護団体支援金の交付を受ける。（35万円）
  - 27年 8月 援護基金から介護団体支援金の交付を受ける。（35万円）
  - 28年 8月 援護基金から介護団体支援金の交付を受ける。（30万円）

## N03 特定非営利活動法人「神戸定住外国人支援センター」

1. 事務所所在地：兵庫県長田区若松町4-4-10
2. 代表者職・氏名：理事長 金 宣 吉
3. 法人の創設及び活動の経緯  
平成16年 8月 特定非営利活動法人「神戸定住外国人支援センター」として兵庫県知事の認証を受ける。
  - 17年12月 兵庫県から通所介護事業の指定を受ける。
  - 18年 1月 通所介護事業所「デイサービスセンターハナの会」を開設。
  - 21年 4月 兵庫県から居宅介護事業の指定を受け、居宅介護支援事業所「ハナ介護サービス」を開始。
  - 21年10月 兵庫県から訪問介護事業の指定を受け、訪問介護支援事業所「ハナ介護サービス」を開設。
  - 24年 7月 神戸市から地域密着型認知症グループホームの指定を受け、「グループホーム ハナ」を開始。
  - 25年10月 神戸市から地域密着型小規模多機能型居宅介護の指定を受け、「小規模多機能型居宅介護 ハナ」を開設。
  - 26年 8月 援護基金から介護団体支援金の交付を受ける。（25万円）
  - 27年 8月 援護基金から介護団体支援金の交付を受ける。（30万円）
  - 28年 8月 援護基金から介護団体支援金の交付を受ける。（30万円）

#### N04 合同会社「常楽園」

1. 事務所所在地：群馬県前橋市西善町599-1
2. 代表者職・氏名：業務執行役員 原 静子
3. 法人の創設及び活動の経緯
  - 平成24年末 帰国者2世原静子夫妻が前橋市に住む母親の介護を機会に介護事業の設立を発起。
  - 平成25年 8月 合同会社常楽園を設立。
    - 11月 前橋市から通所介護事業者の指定を受け、「常楽園デイサービス」を開始。
  - 26年 8月 援護基金から介護団体支援金の交付を受ける。(35万円)
  - 27年 8月 援護基金から介護団体支援金の交付を受ける。(30万円)
  - 28年 8月 援護基金から介護団体支援金の交付を受ける。(30万円)

#### N05 S Z D 商事株式会社「寿楽デイサービス」

1. 事務所所在地：神奈川県横浜市鶴見区馬場7丁目16-16
2. 代表者職・氏名：代表取締役 佐々木 弘志
3. 団体の創設及び活動の経緯
  - 平成23年 6月 「S Z D 商事株式会社」設立。
  - 平成25年 4月 横浜市長より「寿楽デイサービス」事業所指定を受ける。  
(地域密着型通所介護、地域密着型介護予防通所介護)
  - 28年 8月 援護基金から介護団体支援金の交付を受ける。(35万円)